

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

愛知県後期高齢者医療広域連合長 太田稔彦

愛知県後期高齢者医療広域連合規則第2号

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年広域連合規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和5年3月31日」を「令和5年5月7日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。